

深谷市図書館資料複写取扱要領

(平成30年8月17日深谷市教育委員会教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、深谷市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料等の複製物の提供（以下「複写」という。）の取扱いに関し、深谷市図書館条例施行規則（平成18年深谷市教育委員会規則第34号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 複写の対象となる資料は、図書館が所蔵する資料及び他の図書館から貸出しを受けた資料（貸出しをした図書館（以下「貸出館」という。）が複写を禁止した資料を除く。）とする。

(使用目的)

第3条 複写は、複写を希望する個人（以下「複写希望者」という。）の求めに応じ、その調査研究の用に供する場合に限り、行うことができる。

(複写範囲及び部数)

第4条 複写できる範囲は、別表に定める。

2 複写の部数は、1部とする。

(手続)

第5条 複写希望者は、複写申込書（別記様式）に必要事項を記入し、複写の対象となる資料を持参のうえ、図書館職員に提出しなければならない。

2 図書館職員は、複写申込書と複写物を確認するものとする。

3 複写希望者が図書館に来館できない場合は、郵送をもって複写を受け付けるものとする。

4 前項の規定による複写の申込は、複写の対象となる資料及びその複写部分が明確な場合に限り行うものとする。

5 郵送に要する経費は、複写希望者の負担とする。

(複写方法)

第6条 複写するための複写機は、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

2 複写は、原則複写希望者が行うものとする。ただし、国立国会図書館その他の貸出館が複写を複写希望者に行わせることを禁止している場合並びに住宅地図の複写及び国立国会図書館デジタル化資料送信サービスに係る複写については、図書館職員が行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別表（第4条関係）

図書

| | |
|--------------------------|------------------------|
| 単行本 | 本文の半分以下。 |
| 複数冊のもの （上・中・下等） | 各冊の半分以下。 |
| 前書き、後書き、 解説等 | 個々の半分以下。 |
| 付録（型紙、旅行 ガイドの地図 等） | 個々の付録の半分以下。 |
| 全集・選集・短編 集・論文集等 | 個々の著作の半分以下。 |
| 俳句集・短編集・ 詩集・歌詞集 | 1冊を1著作と見なし、個々の図書の半分以下。 |
| 譜面集 | 1曲を1著作と見なし、1曲の半分以下。 |

逐次刊行物

| | |
|-----------|---|
| 雑誌最新号 | 複写不可。 |
| 雑誌バックナンバー | 発行後相当期間を経過した（原則として次号が発行された時点）記事については、1冊の半分以下の範囲で、個々の記事の全部分。 半年刊、不定期刊のものについては、次号の発行を待たず、発行後3月を経過した時点で相当期間を経過したものと見なす。 |
| 付録 | 本誌と同じ扱い。 |
| 年鑑・白書・新聞 | 1冊の半分以下。図書として扱う。 |

| | |
|-----------|---|
| 縮刷版等 | |
| 新聞最新号 | 複写不可。 |
| 新聞バックナンバー | 全紙面の半分以下の範囲で、個々の著作の全部分。日刊紙については、発行日の翌日には相当期間経過したものと見なす。 |

地図

| | |
|------------|---------------------------------|
| 1枚もの | 半分以下。 |
| 地図帳 | 地図帳で1著作と見なし1冊の半分以下。 |
| 住宅地図（ゼンリン） | 見開きの半分以下。見開いた両頁で1著作。 |
| 国土地理院発行の地図 | 全面複写可。ただし、国土地理院発行の地図を加工した地図を除く。 |

写真集・絵画

| | |
|--------------|------------------------------|
| 1枚もの、写真集・絵画集 | 複写不可。 |
| カット集 | 1冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものは全部分。 |

カセットテープ・CD・ビデオテープ・DVDの解説書等

| | |
|----------|--|
| ジャケット | 複写不可。写真・絵画に準じる。ただし、曲目等書誌情報が書かれてあるものは可。 |
| 解説書（歌詞集） | 1冊を1著作と見なし、解説書の半分以下。 |
| 別冊・付録等 | 1冊の半分以下。図書に準じる。 |

深谷市等の刊行物

| | |
|--------------|------|
| 市及び自館での編集刊行物 | 全部分。 |
|--------------|------|

深谷市立図書館が契約するオンラインデータベース

| | |
|-------------|---|
| オンラインデータベース | 複製物の提供について許諾、又は契約上制限規定要件の範囲内においては可。ただし、紙への複写のみ。 |
|-------------|---|

著作権法第31条以外の複写

| | |
|-----------------|--|
| 著作権処理の済んだもの | 著作権法第31条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をし、著作権者の許諾書の提示を条件に複写可。 |
| 著作権法第13条による複写 | 官報、公報、国又は地方公共団体が作成した法令集・判例集は、発行と同時に全部分。 |
| 著作権法第42条による複写 | 裁判手続のために必要と認められる場合は、その認められる限度において複写可。 |
| 著作権の保護期間を過ぎた著作物 | 著作権法第51条から第53条までの規定により、著作者が個人の場合は死後50年、共同著作については最後の著者の死後50年、団体著作物・写真については公表後50年を経過したものは、その全部分。 |